

さいたま市清掃センターに係る一般廃棄物処理手数料の後納に関する要綱

平成30年12月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市西部環境センター、さいたま市東部環境センター、さいたま市クリーンセンター大崎及びさいたま市桜環境センター(以下「清掃センター」という。)における、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則(平成13年さいたま市規則第142号)第15条第1項第5号の規定に基づき徴収する一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の後納の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例(平成13年さいたま市条例第195号。以下「条例」という。)の例による。

(後納の申請)

第3条 手数料の後納の承認を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料後納申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、一般廃棄物を搬入する清掃センターの所長(さいたま市桜環境センターの場合においては、環境施設管理課長とする。以下「清掃センター責任者」という。)に提出しなければならない。ただし、公的機関及びそれに準じる者については、この限りでない。

- (1) 納付誓約書(様式第2号)
- (2) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

(承認の基準)

第4条 手数料の後納の承認基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人税を滞納していない者であること。
- (2) 清掃センターへの搬入実績が過去1年以上ある者であること。
- (3) 手数料を滞納していない者であること。
- (4) 直前の事業年度において、手数料の後納の承認の取消及び搬入に係る重大な違反がない者であること。
- (5) 申請者が法人である場合は、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。
 - ア 直前の事業年度において、債務超過でないこと。
 - イ 直前の事業年度において、経常利益がマイナスでないこと。

ウ 直前3年間の事業年度において、経常利益の平均がマイナスでないこと。

(後納の承認)

第5条 清掃センター責任者は、第3条の規定による申請があった場合は、当該申請をする者が前条の基準に適合するか否かを審査し、承認する場合は一般廃棄物処理手数料後納承認通知書(様式第3号)により、承認しない場合は一般廃棄物処理手数料後納不承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(承認期間)

第6条 前条の承認期間は、承認を受けた月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

(計量カード)

第7条 清掃センター責任者は、手数料の後納の承認を受けた者(以下「後納事業者」という。)に対して計量カードを交付するものとする。

(請求)

第8条 清掃センター責任者は、後納事業者並びに公的機関及びそれに準じる者ごとに、廃棄物の搬入があった月の手数料を集計し、当該月の翌月に手数料の後納の請求をするものとする。ただし、後納事業者が月の途中までの手数料の後納を申し出たときは、当該申出のあった日までの当該月の処理量につき、後納の請求をするものとする。

(支払い)

第9条 手数料の後納は一月を単位とし、当該搬入した月の翌月に発行する納入通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

(督促及び催告)

第10条 清掃センター責任者は、後納事業者が前条に規定する納期限までに手数料を完納しなかった場合は、納期限から30日を経過する日までに督促状を発するものとする。

2 前項の督促状に記載された納期限までに手数料が完納されない場合は、当該納期限から20日を経過する日までに、10日以内の納期限を設け催告書を発するものとする。

(後納の停止)

第11条 清掃センター責任者は、後納事業者が第9条に規定する納期限までに手数料を納付しなかった場合は、当該手数料が納付されるまでの間、後納の取扱いを停止するものとする。

2 前項の規定により後納の取扱いが停止された後納業者は、一般廃棄物を各清掃センターに搬入する都度手数料を納付しなければならない。

(取消し)

第12条 清掃センター責任者は、後納事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、後納の承認を取り消すことができる。

- (1) 第10条第2項の催告書に記載された納期限までに、手数料が完納されないとき。
- (2) 一般廃棄物の搬入に係る重大な違反があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、後納事業者の経営状況が悪化していると認められるとき。

2 前項の規定により後納の承認が取り消された後納事業者は、一般廃棄物を清掃センターに搬入する都度手数料を納付しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。